

徳之島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	11,409	7,658,709	206,204	1,238,291	16.2	16.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	143	430,090	40,311	149,832	620,233	4,337	5,527

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえ 減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
た減額措置の取組

実施せず ラスパイレス指数が全国でも低いため

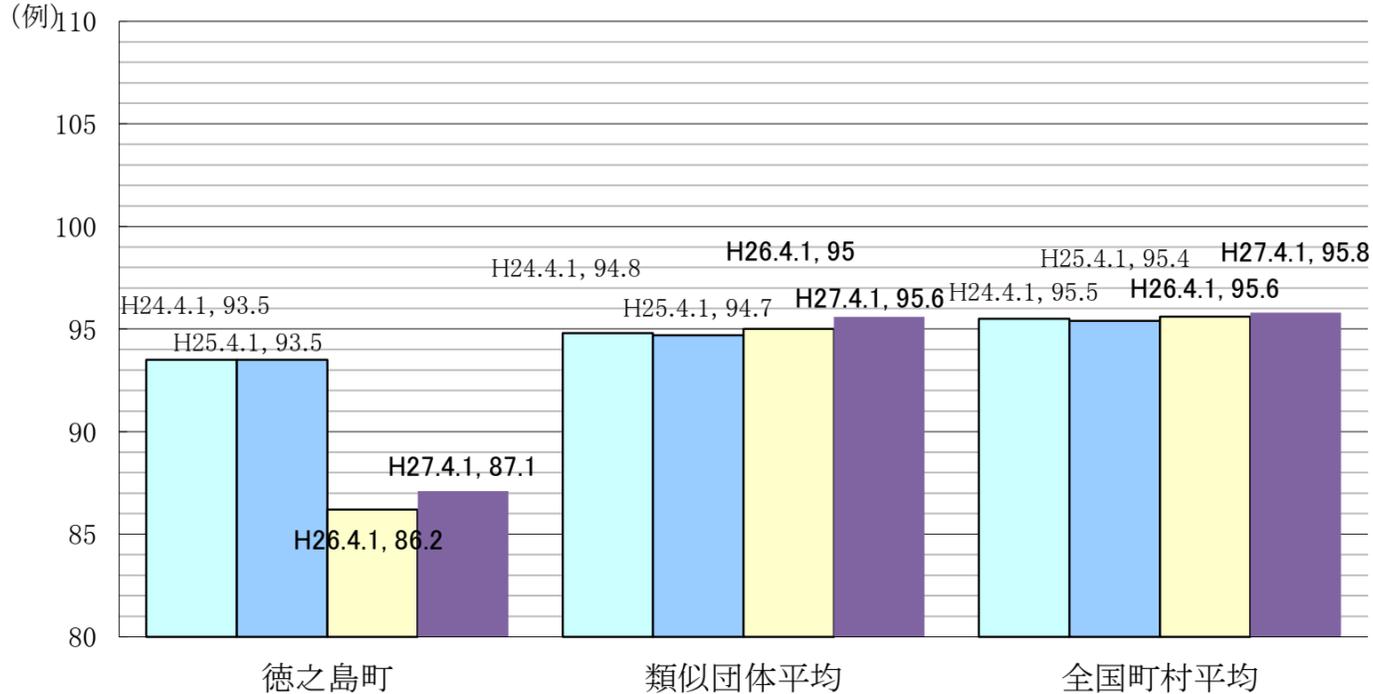
抑制措置又は減額措置の内容

(給料) H27.4.1ラスパイレス指数 87.1 H26.4.1ラスパイレス指数 86.2

(手当)

(その他)

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定定率) %		
27年度	373,799	372,847	952円 (026%)	0.26	0.26	0.26

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A 月	公務員の支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
27年度	4.21	4.00	0.21	4.20	4.20	4.20

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給

(6) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、民間給与との較差(0.36%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給与表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 初任給は、民間との間に差があることを踏ま1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定(平均改定率0.4%)

② その他の見直し内容

行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
徳之島町	41.1 歳	268,200 円	350,400 円	329,664 円
鹿児島県	44.9 歳	332,700 円	406,376 円	366,526 円
国	43.5 歳	334,283 円	408,996 円	- 円
類似団体	41.6 歳	305,791 円	360,437 円	329,664 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額	
徳之島町	歳	人	円	円	円	—	—	—
うち用務員	歳	人	円	円	円	—	歳	円
うち学校給食員	歳	人	円	円	円	—	歳	円
うちその他	歳	人	円	円	円	—	歳	円
都道府県	歳	人	円	円	円	—	—	—
国	歳	人	円	円	円	—	—	—
類似団体	歳	人	円	円	円	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
徳之島町	—	—	—
うち用務員	円	円	円
うち学校給食員	円	円	円
うちその他	円	円	円

* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20年～平成22年の3ヶ年平均)

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

* 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
徳之島町	44.5 歳	399,300 円	457,700 円
鹿児島県	44.4 歳	383,500 円	446,730 円
類似団体	41.1 歳	289,910 円	310,317 円

④税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
徳之島町	43.0 歳	282,700 円	368,200 円	円
鹿児島県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	43.6 歳	372,431 円	444,828 円	- 円
類似団体	39.7 歳	294,065 円	362,181 円	316,012 円

⑤福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
徳之島町	42.5 歳	279,600 円	327,200 円	円
鹿児島県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	42.3 歳	332,279 円	381,205 円	- 円
類似団体	39.6 歳	278,855 円	300,900 円	287,474 円

⑥看護保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
徳之島町	41.6 歳	307,600 円	386,200 円	円
鹿児島県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	46.7 歳	316,503 円	346,447 円	- 円
類似団体	41.8 歳	297,096 円	338,256 円	307,179 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じペースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (27年4月1日現在)

区 分		徳之島町	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	174,200 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	142,100 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	-
	中学卒	- 円	- 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (27年4月1日現在)

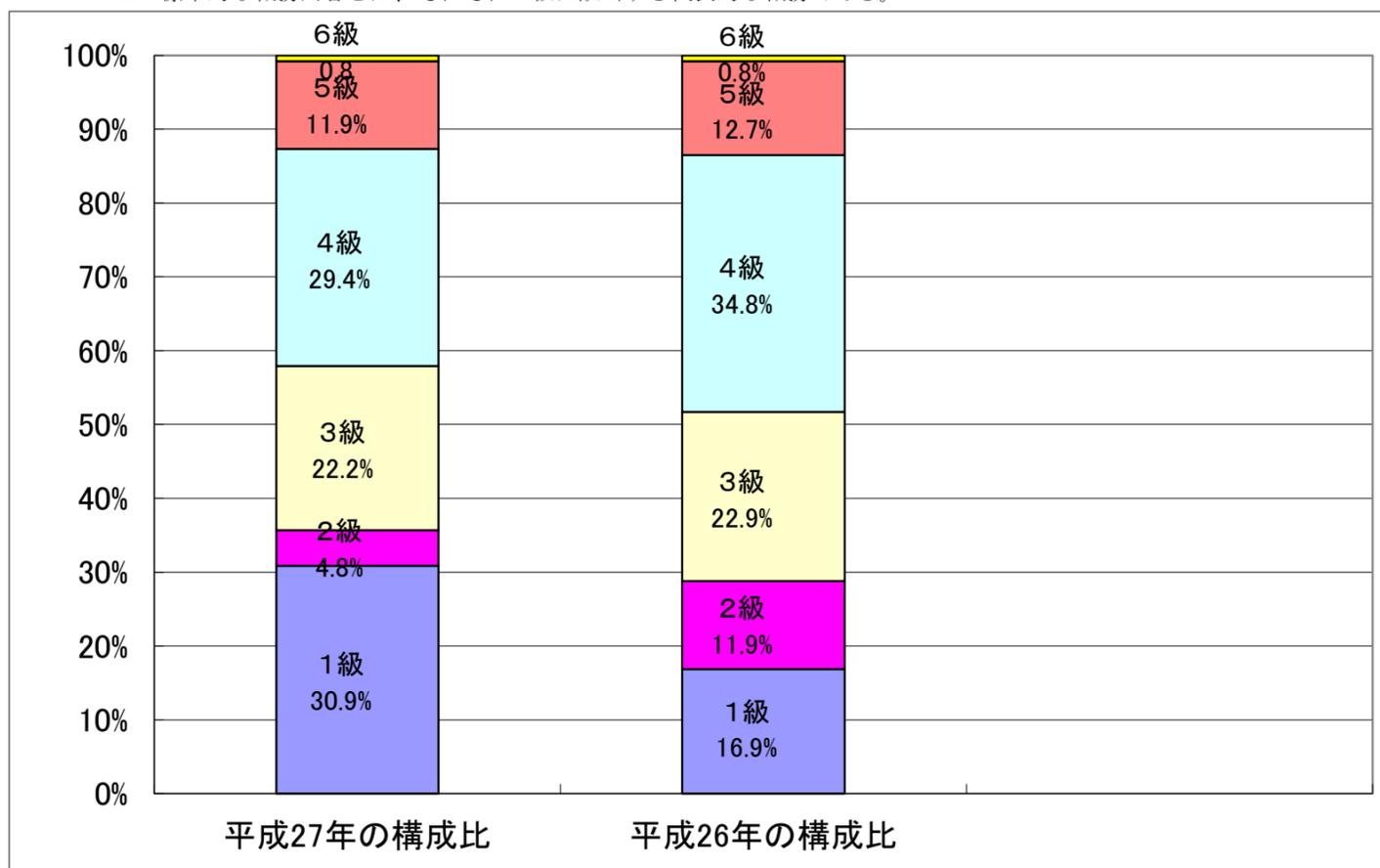
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	225,600 円	- 円	317,600 円
	高校卒	217,200 円	- 円	276,700 円
技能労務職	高校卒	円	円	円
	中学卒	円	円	円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	総務課長、特に高度の知識又は経験を必要とする課長	1人	0.8%
5級	課長、議会事務局長、各委員会の事務局長の職務	15人	11.9%
4級	課長補佐、次長、所長、技術補佐、指導主事、主幹の職務	37人	29.4%
3級	係長、所長、主査、主任の職務	28人	22.2%
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする主事、教諭、保育士、技師の職務	6人	4.8%
1級	主事又は技師 主事補又は技師補	39人	30.9%

(注) 1 徳之島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一律支給

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

徳之島町	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,285 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,588 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

一律支給

(2) 退職手当 (27年4月1日現在)

徳之島町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	27.405 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	##### 月分	勤続25年	29.145 月分	##### 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	41.325 月分	49.59 月分	最高限度額	41.325 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (退職手当組合特例制度による)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	20,614 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当

支給実績 (26年度決算)				千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)				円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26年度決算)				%
手当の種類 (手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
			千円	
			千円	

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (26年度決算)	7,018 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	43 千円
支給実績 (25年度決算)	6,862 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	48 千円

(5) その他の手当 (27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・扶養(配偶者を除く)2人まで 6,500円 ・3人目以降1人につき5,000円 ・配偶者なし1人 11,000円 ・特定期間の加算 5,000円	同		16,884 千円	252,000 円
住居手当	・借家・借間の場合(家賃12,000円を超える場合)家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同		10,433 千円	237,114 円
通勤手当	・交通機関等の利用者について、片道2km以上であり、55,000円を限度に支給	異	・2km～10km 1kmにつき 1,000円 ・10km以上 1kmにつき 700円	7,200 千円	86,747 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 給料×5%	同		4,254 千円	236,333 円

6 特別職の報酬等の状況 (27年4月1日現在)

区分		給料		月額		等
給料	町長	646,200 円		(参考)類似団体における最高/最低額		
		(718,000 円)		855,000 円/	507,500 円	
報酬	副町長	558,000 円		685,000 円/	404,600 円	
		(620,000 円)				
報	議長	284,000 円		408,000 円/	218,000 円	
		(円)				
	副議長	234,000 円		340,000 円/	174,000 円	
酬		(円)				
	議員	217,000 円		320,000 円/	155,000 円	
期	町長	(26年度支給割合)				
	副町長	3.10		月分		
末	議長	(26年度支給割合)				
	副議長	3.10		月分		
手	議員					
退	町長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
		718,000円×勤続年数×500/100		14,360,000円	任期毎	
当	副町長	620,000円×勤続年数×280/100		6,944,000円	任期毎	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

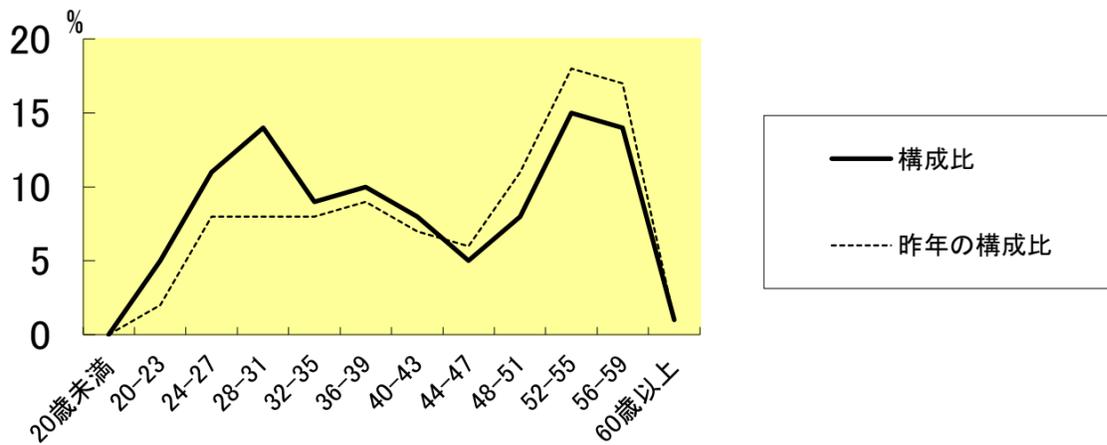
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成27年	平成26年			
普通会計部門	議会	3	2	1	新たな事業による増員
	総務	35	28	7	
	税務	14	16	△2	
	農林水産	30	30	0	
	商工	3	3	0	
	土木	9	8	1	
	民生	20	20	0	
	衛生	12	11	1	事務内容の充実
	小計	126	118	8	人口1万人当たり職員数 102.4 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 83.5 人)
	教育部門	25	22	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 122.4 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 103.8 人)
消防部門	0	0	3		
小計	25	22	3		
公営企業等会計部門	水道	5	6	△1	事業の統廃合縮小による減
	下水道	3	3	0	
	その他	9	9	0	
	小計	17	18	△1	
合計	168	158	10	<参考> 人口1万人当たり職員数 138.0 人	
	266	[266]	266		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	9人	19人	23人	15人	16人	14人	9人	14人	25人	23人	1人	168人
	0	3	14	13	14	15	12	10	19	30	29	2	161

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	117	114	122	121	120	120	(%)
教育	23	22	24	24	22	23	(%)
消防	0	0	0	0	0	0	(%)
普通会計計	142	136	146	145	142	143	(%)
公営企業等会計計	33	27	20	19	19	19	(%)
総合計	175	163	166	164	161	162	(%)

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 177,275	千円 3,372	千円 27,198	% 13.3	% 16.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)24年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 5	千円 17,850	千円 2,342	千円 7,006	千円 27,198	千円 5,440	千円 5,708

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
徳之島町	48.2 歳	323,341 円	468,926 円
団体平均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

徳之島町		徳之島町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(26年度)		1人当たり平均支給額(26年度)	
1,401 千円		1,285 千円	
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分	2.60 月分	1.50 月分
(1.45)月分	(0.70)月分	(1.45)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5~10%		・ 役職加算 5~10%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

徳之島町			徳之島町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	27.405 月分	勤続20年	20.445 月分	27.405 月分
勤続25年	29.145 月分	##### 月分	勤続25年	29.145 月分	##### 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	41.325 月分	49.59 月分	最高限度額	41.325 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (退職手当組合特例制度による)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (退職手当組合特例制度による)	
1人当たり平均支給額	20,614 千円	千円	1人当たり平均支給額	20,614 千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	608 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	122 千円
支給実績（25年度決算）	101 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	20 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・扶養(配偶者を除く)2人まで 6,500円 ・3人目以降1人につき5,000円 ・配偶者なし1人 11,000円 ・特定期間の加算 5,000円 	同		904 千円	226,000 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家・借間の場合（家賃12,000円を超える場合）家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 	同		241 千円	120,500 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等の利用者について、片道2km以上であり、55,000円を限度に支給 	同		355 千円	118,333 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理又は監督の地位にある職員に支給 給料×5% 	同		234 千円	234,000 円